

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和 7 年 10 月 1 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第4回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年10月1日(水曜日)

午前9時58分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第7号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

報告第7号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

委員長 岩本浩治

副委員長 荒川知章

委員 岩下栄一

委員 藤川隆夫

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 亀田英雄

委員 立山大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫

医監木脇 弘二

長寿社会局長 本田 敦美

子ども・

障がい福祉局長 清水 英伸

健康局長 篠田 誠

首席審議員

兼健康福祉政策課長 入田 秀喜

健康危機管理課長 弓掛 邦彦

高齢者支援課長 笠 新

認知症施策・

地域ケア推進課長 永野 千佳

社会福祉課長 富安 智詞

子ども未来課長 緒方 雅一

子ども家庭福祉課長 中村 寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中 良

医療政策課長 神西 良三

国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢也

健康づくり推進課長 堤 茂

薬務衛生課長 飯野 横

病院局

病院事業管理者

職務代理者 鍬本 亮太

総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主事 井島 美幸

政務調査課主幹 入舟 卓雄

午前9時58分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、前回の委員会以降に人事異動があり

ましたので、自席から自己紹介をお願いいたします。

鍼本病院事業管理者職務代理者、お願ひします。

（鍼本病院事業管理者職務代理者自己紹介）

○岩本浩治委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 おはようございます。

今日から赤い羽根の共同募金運動というのが始まるということで、先生の皆様方にも、赤い羽根の着用を御協力いただきまして本当にありがとうございます。

今回、ちょっとイレギュラーでございますけれども、8月10日からの大雨に関する被害状況と対応について、先に御説明を申し上げたいと思います。

机上にカラー版の印刷を配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

被害状況につきましては、1ページに記載しておりますとおり、今回の災害では、300を超える社会福祉施設や医療機関等が床上浸水等の被害を受けています。

次に、災害対応について、2ページの被災者への支援といたしまして、災害救助法が適用された被災11市町をはじめとする被災市町村について、避難所や被災者の状況把握を行うとともに、災害救助物資の提供や要配慮者等への宿泊施設の提供、被災者のための入浴支援等を行ってまいりました。

また、3ページのほうですが、医療・保健・福祉対策といたしましては、保健師によ

る被災者の健康管理や感染症等への対策として、浸水家屋の消毒等に要する経費への助成などを行ってまいりました。

また、4ページの生活再建支援では、9月1日までに全被災市町で賃貸型応急住宅と応急修理の受付を開始しております。

賃貸型応急住宅については、9月29日時点で108世帯、256人の申請を受け付け、81世帯、196人に入居決定をしており、建設型応急住宅については、美里町で2団地9戸の建設を開始しております。

このほか、5ページになりますが、災害ボランティア等による支援として、10市町でボランティアセンターが設置され、日本カーシェアリング協会による被災者への車両の貸出などの支援も実施されたところです。

これらの取組により、被災者にしっかりと寄り添い、早期の生活再建を引き続き図ってまいりたいと思っております。

それでは、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、報告4件でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算では、当初予算及び6月補正予算編成後の状況変化に伴い対応が必要になった事業として、4,400万円余の増額をお願いしております。

主な内容ですが、重点医師偏在対策支援区域における診療所の継承、開業に向けた設備整備等への助成や旧優生保護法補償金等の確実な周知のための記録確認等に要する経費などを計上しております。

次に、議案第8号、専決処分の報告及び承認については、今回の災害に対応するために直ちに必要となる経費について、先月8月27日に専決処分を行いましたが、その報告となります。

主な内容ですが、避難所の運営や応急仮設

住宅の供与など災害救助法に基づく救助に要する経費や、被災した住宅に居住されている高齢者等への個別訪問による現状把握等への助成など、合計53億1,400万円余を計上いたしました。

さらに、追加提案させていただいております議案第58号、令和7年度熊本県一般会計補正予算では、先ほどの専決処分以外の災害関係事業として、被災した社会福祉施設等の復旧に要する経費への助成など、13億5,500万円余を計上させていただいております。

最後に、報告関係につきましては、報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件で、県が出資する団体の経営状況について御報告させていただきます。

以上、概要を御説明しましたが、詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案第1号の説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。  
令和7年度9月補正予算関係について御説明いたします。

社会福祉総務費につきましては、右側説明欄にございますとおり、福祉総合情報システム運営費といたしまして、障害児入所施設を利用する際の医療費助成手続におきまして、マイナンバーを活用して効率化を図るためのシステム改修に要する経費について、増額補正をお願いするものです。

健康福祉政策課からは以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

説明欄1の肝炎対策事業でございますが、これは、B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の治療に伴う医療費の助成に要する経費を計上しております。

次に、予防費でございます。

説明欄1のエイズ予防対策費でございますが、これは、HIVや梅毒の検査機会を拡充し、早期の発見、治療につなげるとともに、感染の蔓延防止を図るため、希望者が自宅にいながら検査を行うことができる郵送検査に要する経費を計上しております。

健康危機管理課は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

4ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の右の説明欄を御覧ください。

衛生諸費の旧優生保護法補償金等支給事業は、本年1月から手続が開始されました旧優生保護法に係る新たな補償金等の支給について、確実な周知のための関係施設への記録等の確認を実施する経費でございます。

子ども未来課からは以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

資料5ページをお願いいたします。

清水が丘学園整備事業について、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

清水が丘学園は、住宅地の高台にあるため、開発許可を行う熊本市の指導により、周辺斜面の安全対策工事も併せて実施しております。今般、熊本市から、斜面の安全対策工事について、雨水の排水路を学園に向かう道路の側溝を改良する形で施工するよう指導がありました。この工事の間、学園敷地内への工事車両の進入ができなくなることから、今

年度と令和8年度で実施予定の管理学習棟の工事が令和9年度までかかることとなり、債務負担行為の期間の変更をお願いするものでございます。

また、施工期間の変更に伴い設計単価も変わりますので、限度額の変更も併せてお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

○神西医療政策課長 医療政策課です。

6ページをお願いします。

医務費ですが、説明欄1のへき地医療対策費のうち、新規事業の診療所の承継・開業支援事業ですが、昨年12月に国が策定した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの取組の一つとして、県が重点医師偏在対策支援区域を設定し、その区域において、承継または開業する診療所の設備整備費等についての助成です。

医療政策課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第8号の説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

令和7年度専決処分について御説明いたします。

まず、上段の社会福祉総務費については、右側説明欄にありますとおり、地域支え合いセンター運営支援事業といたしまして、8月の大河災害に伴い、被災者の見守りや生活相談等を行うために、市町村が設置いたします地域支え合いセンターを支援する県の地域支え合いセンター支援事務所の運営費を計上いたします。

次に、下段の災害救助費につきましては、右側説明欄1の災害救助事業といたしまして、同じく8月の大河災害で、県内11市町に

適用された災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与をはじめとする救助の実施に係る経費、また、その下の2の災害弔慰金事業といたしまして、同災害でお亡くなりになられた方の御遺族に対する災害弔慰金と重度の障害を受けた被災者に対する災害障害見舞金を支給する市町村への負担金をそれぞれ計上いたしております。

次の13ページ、災害援護資金貸付金については、被災者に対し、災害援護資金の貸付けを行う市町村への貸付金を計上いたしております。

いずれの事業についても、迅速かつ確実に支援を行うとともに、被災者の不安と痛みの軽減、そして早期の生活再建を図るため、専決処分させていただいております。

健康福祉政策課からは以上です。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

令和7年8月27日付専決処分に係る補正予算について御説明申し上げます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

高齢者福祉対策費でございますが、528万円余を専決処分させていただいております。

内容といたしまして、被災高齢者等把握事業は、介護支援専門員協会や社会福祉士会等の職能団体が行う被災した在宅高齢者等への個別訪問による早期の状態把握等に要する経費について助成を行うものでございます。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上です。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

15ページを御覧ください。

右側説明欄の1つ目、障がい者福祉諸費の被災障がい者把握事業でございますが、先ほどの被災高齢者等把握事業と基本同様でございますが、この8月豪雨における被災者の健

康状態の悪化、孤立防止のため、被災した在宅障がい者への個別訪問による早期の状態把握等に要する経費について助成するものであります。

次に、精神保健費の災害時の精神的ケア等体制整備事業につきましては、被災者及び支援者への心のケアを行うため、避難所等に精神科医や看護師を派遣するための費用であります。

障がい者支援課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第58号の説明をお願いします。

○弓掛健康危機管理課長 予算関係追号の説明資料の2ページをお願いいたします。

健康危機管理課でございます。

予防費でございますが、説明欄1の感染症予防事業費でございます。

これは、8月の大震災に伴い、感染症予防のため、市町村が実施する浸水家屋等の消毒に要する経費を計上しております。

健康危機管理課は以上です。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課です。

引き続き、資料の3ページを御覧ください。

民生施設補助災害復旧費の右側説明欄1、社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、さきの令和7年8月豪雨の際に被災した高齢者施設等の建物の復旧に要する経費への助成となっております。

高齢者支援課は以上でございます。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費の右側説明欄1、社会福祉施設災害復旧費についてですが、こ

れは、8月の大震で床上浸水しました救護施設1施設の復旧経費について助成するものでございます。

説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

5ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費の右側説明欄を御覧ください。

児童福祉施設災害復旧費について、8月の大震で被災した保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等の児童福祉施設等の復旧に要する経費について助成をするものでございます。

子ども未来課は以上です。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

6ページをお願いします。

右側説明欄の障がい者福祉施設災害復旧費ですが、8月の大震で被災した障害福祉サービス事業所等の復旧に要する経費について助成するものであります。

障がい者支援課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、報告第7号の説明をお願いします。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

常任委員会資料の予算及び条例等関係資料のほうにお戻りいただきまして、16ページをお願いいたします。

報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

17ページの経営状況の概要について御説明をさせていただきます。

まず、1、財団の概要につきましては、

(1)設立年月日、(2)設立目的、(3)主な出捐者につきましては、それぞれここに記載のとおりでございます。

次に、2の令和6年度事業報告でございます。

主な事業を記載させていただいております。

(1)熊本さわやか大学校の開校につきましては、高齢社会のリーダーの育成を目的として、社会参加への意欲ある県内在住の50歳以上の方を対象として特別講座を開講しているものでございます。熊本校、八代校合わせまして、昨年度82名の方が受講されております。

(2)シニア美術展の開催でございます。高齢者による文化活動の促進を図るため、県立美術館分館にて開催しているもので、日本画や洋画、写真など314点の作品が出展をされております。

(3)全国健康福祉祭とつとり大会への選手派遣及び美術作品の出展は、スポーツや文化種目の交流大会等を行う、いわゆるねんりんピックへの選手団の派遣や美術作品の出展を行ったものでございます。昨年度は、本県から126名の選手団及び12の美術作品を出展しております。

続きまして、3、令和6年度決算の概要でございます。

(1)経常収益につきましては3,468万円余、(2)経常費用は5,021万円余で、(3)の当期経常増減額は1,552万円余のマイナスとなっております。

なお、このマイナス分につきましては、基本財産の取崩しにより対応しております。

4の令和7年度事業計画につきましては、昨年度、令和6年度と同様の事業を計画しております。

なお、(2)のシニア美術展につきましては、本日10月1日から5日日曜日まで県立美術館分館にて開催をしております。

また、(3)のねんりんピックにつきましては、今年度は、10月18日から岐阜県において開催の予定となっております。

最後に、5の令和7年度予算についてでございます。

(1)経常収益は3,320万円余、(2)経常費用は6,250万円余で、その結果、(3)の当期経常増減額は2,929万円余の赤字となっております。これにつきましては、基本財産の取崩しにより対応することとしております。

なお、財團といたしましては、既に令和7年度の経常収益の増加等に取り組んでいるところでございます。

引き続き、事業の改革等に取り組み、収益の改善を図っていくこととしております。

高齢者支援課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、報告第8号の説明をお願いします。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

報告第8号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について御報告いたします。

概要については、次のページ、19ページで御説明をさせていただきます。

まず、1の財団の概要でございますが、総合保健センターは、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断、保健指導、普及啓発等による県民の健康の向上を目的として昭和60年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行しているところでございます。

続きまして、2の令和6年度事業報告になります。

主な事業について御説明をさせていただきます。

まず、(1)保健事業の推進でございますが、受診者のニーズを捉えて、休日健診を充

実させるとともに、退職後のシニア層、女性向けの検診コースを新設しております。

次に、(2)の特定保健指導の強化では、施設健診における特定保健指導については、引き続き健診当日の保健指導を強化したこと、施設健診分177人の増につながっております。

続きまして、3の令和6年度決算の概要でございます。

経常収益は22億3,988万円余、経常費用は20億4,706万円余、当期経常増減額は1億9,282万円余の増となっております。この増分は、新施設建設のための積立金に充てることにしておりまして、適正に処理される予定でございます。

続きまして、4の令和7年度の事業計画でございます。

おおむね令和6年度と同様の事業実施を予定しております、健診受診率の一層の向上、また、さらなる精度管理の向上に取り組んでいく予定でございます。

このほか、新施設の建設につきましては、11月に実施設計を終え、その後、建設工事施工者の選定に着手する予定としております。

最後に、5の令和7年度予算の概要でございます。

経常収益は22億4,148万円余、経常費用は23億3,135万円余で事業を実施することとしております。

なお、当期経常増減額はマイナス8,987万円余となっておりますが、これは、前年度よりも、新施設建設に係る設計委託費は約2億1,000万円、給与手当や退職給付費用などの人件費が約4,400万円となるなど、支出全体で約2億8,000万円の増によるものでございます。

なお、不足分は、全額、前年度からの繰越額により補填をする予定としております。

今後も、公益財団法人として適切な運営が行われるよう指導に努めてまいります。

健康づくり推進課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、報告第9号及び報告第10号の説明をお願いします。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告の議案第9号及び10号を続けて御説明させていただきます。

資料の20ページをお願いします。

まず、報告第9号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、これについては、次のページ、資料の21ページにございます概要を基に御説明をさせていただきます。

1、財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療の普及推進に関する事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として昭和54年3月に設立され、その後、平成25年4月に公益財団法人に移行しております。

次に、2、令和6年度事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。

(2)摘出あっせん業務につきましては、角膜を11名の方から御提供いただき、延べ20名の方に移植を実施しております。

(3)組織適合検査費用の助成は、腎移植希望者の新規登録のための検査費用の一部を補助するものでございまして、1人当たり9,000円、26件を補助しております。

3、令和6年度の決算でございます。

(1)経常収益の決算額は2,896万円余でございます。

次に、(2)経常費用でございますが、決算額は2,909万円余でございます。

これら経常収益から経常費用を差し引いた(3)当期経常増減額は13万円余の赤字となつ

ております。

なお、これにつきましては、前年度の繰越金から、補填することにより対応しております。

4、令和7年度事業計画でございますが、令和6年度と同様の事業実施を計画しております。

最後に、5、令和7年度の予算でございますが、経常収益、経常費用ともに2,965万円余となっております。令和6年度と同様の規模で事業実施を見込んでおります。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

報告第10号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する資料の提出についてでございますが、これも同様に、次のページ、23ページにございます概要を基に御説明をさせていただきます。

1、財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的として昭和58年3月に設立したものでございまして、その後、平成25年4月に公益財団法人に移行しております。

次に、2、令和6年度事業報告でございます。

まず、(1)生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談を実施するものでございます。

(2)生衛業景気動向調査等事業は、県内70の生衛業者に対して、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものでございます。

(3)生活衛生業振興助成事業は、県内11の同業組合が実施する業界の振興のための事業に助成をするものでございます。

3、令和6年度の決算でございます。

(1)経常収益の決算額は、2,918万円余でござります。

次に、(2)経常費用でございますが、決算額は2,917万円余でございます。これら、経常収益から経常費用を差し引いた(3)当期経常増減額は、3,000円余りの黒字となっております。

4、令和7年度の事業計画でございますが、令和6年度と同様の事業を実施する計画としております。

最後に、5、令和7年度予算でございますが、経常収益、経常費用とも2,904万円余となっており、令和6年度と同様の規模で事業を実施することを見込んでおります。

薬務衛生課の御説明は以上です。

○岩本浩治委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者職務代理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、鍬本病院事業管理者職務代理者からお願いいいたします。

○鍬本病院事業管理者職務代理者 病院局でございます。

今定例会に提案しております病院局関係の議案の概要について御説明させていただきます。

今回は、予算関係として、議案第7号、令和7年度熊本県病院事業会計補正予算1件でございまして、国の経済対策を活用した職場環境整備など、収益的収支で100万円余、資本的収支で2,300万円余の増額補正をお願いするものでございます。

また、このほか、給食業務に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課長から議案第7号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算ですが、右側説明欄をお願いいたします。

1、医業外費用で100万円余の増でございます。

これは、NHK受信料の未契約分の支払いに要する経費でございます。令和7年2月に全庁的な調査がございまして、病院局でも、テレビ放送が受信できるカーナビが5機ございました。設置時からの受信料について、今回補正予算をお願いするものでございます。

次の9ページをお願いいたします。

資本的支出の補正予算についてでございますが、右側説明欄をお願いいたします。

1、建設改良費としまして、2,300万円余の増でございます。

これは、情報通信技術機器の導入による業務効率化を目的としまして、国の経済対策を活用し、電子カルテシステムと連動が可能な医療用スマートフォンや電話自動応答システムを整備し、これらと併せて、院内専用の電話機器購入に要する経費でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてですが、給食業務につきましては、現行の契約が令和5年度から令和7年度までとなっておりますので、今年度が最終年度でございますことから、令和8年度から令和10年度の3年間につきまして、食材価格の高騰や労務単価の上昇を踏まえ、約11%増を見込み、総額3億3,800万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

病院局の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 最初に、3ページの感染症予防費の件で、HIV、梅毒の郵送検査、これは、やっていただくことで実態は恐らく分かるようになってくるというふうに思っております。

ただ、あくまでも手挙げ方式で検査のキットを申し込むような話だろうというふうに思っておりますので、その部分がちょっとどれだけアナウンスできるかというのも一つの問題点だろうというふうに思っております。

また、現状としては、HIVも梅毒自体も、今増えているというふうに聞いておりますので、まずは、その実態と先ほど言ったこの検査に関してどういうようなアプローチでこれをより有効な事業にしていくのか、その部分だけちょっとお聞かせいただければと思います。

○弓掛健康危機管理課長 御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。

実態でございますけれども、現在、熊本県、昨年のHIV患者とエイズ患者の報告数でございますけれども、まず、合計で9名、HIV感染者が7名、エイズ患者が2名となっております。

ちなみに、今年度、まだ年途中ではございますが、報告数が10名、HIV感染者が5名、エイズ患者が5名というふうになってお

ります。

次、郵送検査の有効な実施の方法でございますけれども、こちらも、まず知っていただくのが非常に大事かなと思っておりますので、県のホームページ、SNSには、しっかりと上げていきたいと思っております。他の関係団体を通じましての周知であるとか、でき得る限りの周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 梅毒の件を……。

○弓掛健康危機管理課長 梅毒につきましては、昨年R6年の実績が233人、県内で報告があつてあります。今年が、これも年途中ではございますけれども、125人というふうになつておりまして、熊本県自体が梅毒の報告数も非常に多くなっております。R元年からのデータを見ましても、全国で5位以内に入るという状況でございまして、R6年につきましては、全国で6位という高い報告数になつております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 熊本県、梅毒の罹患者が多いという話でありますので、やっぱりこれは下げていかなきやいけない話だろうと思ひますけれども、ある意味、きっちとした啓発活動というのも一つの有効な方法だろうというふうに思っておりますし、梅毒にかかればどういうふうになるというところも含めて、これは当然エイズになつてもどういうふうな形で、体にどういうような影響が出るってことも当然今告知されているとは思ひますけれども、より徹底的に周知されて、これが少しでも減るような形で、なおかつ、先ほど言った郵送でやるというのは本当に今までなかなか行きづらいところが、自分でちょっと心配だったら調べられるというところが出てきます

ので、そういう意味においては、いい方法だというふうに思っておりますので、ぜひこの事業がうまくいくように願っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうござりますか。

ほかにありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 今回、専決であるとか追号で、大雨被害に対しても対応していただいています。

この大雨に関するこの被害概要の、この別紙で、一番最初に、社会福祉施設、医療機関等における被害状況ということで、307か所被害を受けたということになっています。

高齢者施設であるとか、そういった、例えば福祉施設でも、これまで被害を受けていた施設もあったかもしれません。今回は、ただ、これまで以上の、想定以上の被害があったというところもあったかもしれません。

その中で、ちょっと私がまず聞きたいのが、この307か所が、例えば、各自治体等がつくっているハザードマップで浸水想定区域だったりとか、洪水のですね、場合によっては内水浸水想定区域に該当している箇所がどれぐらいあったのかとか、また、レッドゾーン、土砂災害警戒区域に入っているところとか、こういったのがどれぐらいあったのかというのをちょっと分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

これは全体的なことなので、どこですかね。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

すみません、委員長、今御質問いただいた浸水想定区域とレッドゾーンにつきましては、個別の施設の状況把握をまだいたしてお

りませんでした。追って御報告させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員 分かりました。

これは、必ずやっぱりやつといったほうがいいと思うんですね。今回、ハザードマップのこうした区域に入っているところだったのかとか、レッドゾーンに入っていたところだったのか、もしそれが入っていないところであれば、想定以上のやっぱり今回雨が降ったということですので、もし想定区域とか入っているところであれば、そういう施設には、そもそもハザードマップでそういう区域に入っているんですよと、しっかりと伝える必要もありますし、また、入っていないところの施設であれば、今後こういったことも起こり得るんだということもしっかりと伝えないといけないと思いますし、今後の避難訓練等にも関わってきますから、ここは大変かと思いますけれども、この箇所については、しっかりとそこの部分の確認はしていただきたいなというふうに思います。

○入田健康福祉政策課長 御意見ありがとうございます。

施設に対しましては、指導監査等もございますし、いろんな機会で接点がございますので、そういう機会を通じて、適切にアドバイス等をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 これは、県だけでやるんじゃなくて、各市町村のほうから上げてもらうという形でやってもいいと思いますので、できれば把握していただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。それが次につながりますので、ぜひともお願ひしたいというふうに思います。

○下山健康福祉部長 健康福祉部長でございます。

補足でございます。

今直ちに細かいデータを持っているわけではありませんが、その辺の浸水の指定というのが、恐らく施設が建った後に重ねて行われていたり、あと、土砂等の本部ということで、後からその危険度が認識されたような施設も大変多くあります。かといって、そこですぐ建て替えることはできないわけで、こういった機会を利用して、災害復旧の中で対策を講じていただくのと、あと、避難行動において訓練をされたり計画をつくったりしなければいけなくなっています、河川法等の関係で。なので、年に1回は基本的には訓練をされているはずですし、自分の地域がそのおそれがあるのであれば、例えば、止水板を設けるとか、何らかの、どうしてもハードでできない場合は避難という形でソフトで対応するとか、そういう対応をしていただけるように、我々も助言をしていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 お願いします。

○岩本浩治委員長 そのほか、何か。

○岩田智子委員 私も、被害のことがとても心配で、予算のほうにもお金が出てたので、どのぐらいの件数なのかなと思って気になっていましたので、今日このプリントが出たので、よく分かりました。ありがとうございます。

本当に広範囲にわたる被害だったので、これまで、地震のときとか球磨川豪雨のときとかは、地域が大体、この範囲がありましたけれども、今回、すごく広いので、ある障害者の支援をしていらっしゃる方々が、やっぱりいろんな地域に広がっているので、なかなか

支援しづらいとかいうような話を聞いたんです。だから、今回の災害で、何かそういうふうな要支援者に関わる支援に関して、課題として何か持ついらっしゃるところがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

岩田委員がおっしゃるとおり、今回の災害の特徴といたしましては、局所的な災害が広範囲にわたったということで、資料を見ていただきますと、2ページのところに、今回の災害救助法の適用、11市町があるように、10日の夜中、すぐ玉名、それから長洲、玉東辺りが立て続けに危険な状態にあるというので情報入りまして、適用の検討をしていたところ、その後少し南下いたしまして、宇城とか美里辺りに及んでおりました。その後、八代、氷川、そして、今度はまた、県の中央辺りに戻ってまいりまして、熊本、それから天草、上天草というふうに、かなり広範囲にわたったというのが、かなり特徴であります。

というのと、もう一つが、被害の状況を見させていただきますとお分かりのとおり、令和2年7月豪雨のときの状況見てみると、大体全壊の棟数が1,600程度ございまして、かなりダメージの大きい災害だったというふうな状況がありましたが、今回は、現時点におきましては20数棟の全壊ということで、多くが半壊、それから一部損壊みたいな状況になります。

なので、逆に言いますと、実は、家にいながら、御自身で修理ですとかそういったのをなさって、避難所においてになる方がそこまでいらっしゃらなかつたというのも、その実態把握を難しくしていた一つの要因になっていたかなというふうに思います。

先生おっしゃるように、実態把握、特に高齢者の方とか障害のある方とかそういった方々の実態把握が、なかなかうまくいかない市

町村もございましたので、今回の予算のほうに上げさせていただいております、被災された高齢の方、それから障害のある方の実態把握事業というのも県のほうで用意いたしまして、それをもって、なかなか実態把握が難しかつた市町村には、県のほうから足を運んで一緒に実態把握をしたという経緯がございます。

以上になります。

○岩田智子委員 とてもよく分かりました。この辺の助成についてもきちんと予算を組んでいただいているので、やっぱりこれまでの経験がすごく生かされているのかなというふうに思います。応急仮設の、すぐの住宅建設も素早いなというふうに思っています。

本当にこれから、まだ本当に、今言われたように、おうちの中で片づけながら過ごしていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃるみたいなので、これから支援も、心のケアのほうもついていますので、しっかりしていただきたいなと思います。

続けてもいいですか。

長寿財団にちょっとお話を。さわやか大学校が、今回82名ということでしたが、この近年の、3~4年でいいと思いますけれども、その増減というか、どんな感じなのかなというのを教えていただきたいのが1つです。

○笠高齢者支援課長 さわやか大学校の学生の数についてのお尋ねでございましたので、お答えをさせていただきます。

令和5年度の卒業生の数が90人。で、令和6年度の、すみません、こちらが入学生になっていますけれども、が89人ということで、90人前後で、ここ数年は、昨年、一昨年は推移をしてきていたところでございます。で、令和7年度につきましては、こちら入学生ですね、まだ卒業していませんので、入学生ですけれども、62名ということになっておりま

す。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

じゃあ定員は全部で150だけれども、定員に満たないような、ちょっと少なくなっているという、それは何でかなというのは分かりますか。

○笠高齢者支援課長 先生御指摘のとおり、定員に対しての実績としては、今、非常に割り込んできているところでございます。これは、原因としてきっちり把握できているわけではございませんが、財団の事務局等と話をしていく中で、やはり高齢になられても働いていらっしゃる方とかが増えてきているというのが一つの要因ではないかというふうに今分析をしているところでございます。

○岩田智子委員 そうじゃないかなと思いつながら、高齢化は進んでいるけれども、やっぱりこういうところに来られる方がちょっと減っているというのは、やっぱりいろんなところで働いている高齢者の方々見えますので、そうかなと思いました。この辺もちょっと考えていかなくちゃいけないのかなというふうに感じたところです。

もう1つ、いいですか。

もう1つは、保健センターに関してなんですかけれども、保健センターの新センターの今回は積立てもしますという話でしたが、いつ大体完成予定になるのでしょうか。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

現在の予定としましては、令和10年1月に本館棟が供用開始をする予定になっております。その後、最終的に、完全に駐車場とかそういうことを含めて完成するのが令和11年8月を予定しています。

説明、以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

建物面積30%縮小というふうに書いてあったんですが、縮小することで、今までの事業そのものが縮小するようなことはないでしょうか。

○堤健康づくり推進課長 おっしゃるとおり、床面積を縮小することで、物価高騰等の建設費の増というのをカバーしているという状況にはございますけれども、いわゆる通常業務に支障のない範囲での縮小というふうに聞いております。

○岩田智子委員 安心しました。よろしいです。ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○岩下栄一委員 先ほど、エイズ等の感染症に関しては、藤川先生から御指摘ありましたけれども、インバウンドで外国からどんどん入ってくることを考えれば、これは多分増えるだろうなというのは、一般的に肌感覚で分かれます。十分な対応をしていただきたいと思いますけれども、要は、肝炎なんですけれども、肝炎対策、肝炎から肝硬変になり、肝硬変から肝がんになるとかいう悪いプロセスがありますけれども、肝炎対策は、具体的にどのような対策があるんですか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、県として、肝炎対策推進計画というのをつくりまして、5年間の計画で進めております。

県としての対応としましては、まず、肝炎患者の早期発見、早期治療というのが非常に

重要だと思っておりますので、4つの項目に  
対して取組を行っております。

まず、1つ目が、相談とか治療を含めた体  
制の整備、2番目が、肝炎ウイルス検査、3  
番目としまして医療費助成、4番目としまして  
普及啓発というところで取り組んでおりま  
す。

以上でございます。

○岩下栄一委員 肝炎にかかったら、俺、肝  
炎にかかったぞって、そういう自覚はどうあ  
つたらいいけるんですかね。検査か何かで分か  
るんですかね。

○弓掛健康危機管理課長 自覚症状が出ると  
ころもあるかと思いますけれども、あとは検  
査とかで発見をしていくという形になるかと  
思います。

以上でございます。

○岩下栄一委員 分かりました。

それで、肝炎については分かりましたけれ  
ども、これは別の話ですけれども、感染症の  
中で、季節的なもので風疹というやつです  
ね。風疹ってやつが、私もかかったことある  
んですけども、風疹に妊娠なんとかかると、  
奇形児が生まれたり、いろいろ障害が出  
る、危険性があるということで、風疹対策も  
非常に重要な問題だなというふうに思うわけ  
ですけれども、私自身が以前風疹にかかった  
ときに、家内がちょうど妊娠しておりまし  
て、随分慎重に予防しましたので、うちのや  
つにはうつらなかつたんですけども、もし  
あのときうつっとれば、子供がちょっと知恵  
おくれになったり何か障害が出たのかもしれ  
ぬなど、いまだに恐怖ですけれども、随分風  
疹も今多いんじゃないですか。

○弓掛健康危機管理課長 御質問ありがとうございます。

風疹の発生状況でございますが、全国で  
は、R7年の実績としまして、10人出でおり  
ますけれども、本県においては、ゼロという  
状況でございます。

ちなみに申しますと、R元年に本県8人出  
でおりますけれども、それ以降についてはゼ  
ロというふうになっております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 恐るるに足らずということ  
ですね。用心にこしたことはないけれども。  
ありがとうございました。

○岩本浩治委員長 よろしくございます  
か。

○岩下栄一委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほか、何かありませんで  
しょうか。

○亀田英雄委員 災害対応のことについて、  
今さらですけれども、災害救助法が適用され  
るその基準、どのような基準で適用の判断が  
なされるのか、適用されることによってどの  
ようなメリット、メリットって言うといかぬ  
でしょうけれども、違いがあるのか、それにつ  
いてちょっとお知らせください。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で  
ございます。

災害救助法の適用に当たっては、まず、幾  
つかの要件がございまして、そこを市町村と  
もやり取りをするんですが、例えば、特別警  
報とか緊急安全確保が出ているときで、かつ、  
県と同じように災対本部が立ち上がって  
いる、それから、今回はおそれ適用といいま  
して、実際に災害の発生が出る前の災害救助  
法の適用だったんですけども、その場合でも、  
やはり管内に全壊ですとか住家の被害と

かが確認されるとか、そういう情報も一応参考にした上で、市町村のほうから救助法の適用というお話があったときに、我々のほうから内閣府のほうに協議をさせていただいて適用させていただくという形になります。

なお、今回は、特にあったんですけれども、なかなか救助法の適用を判断されないとありますか、そこまでないかなというようなお話が結構自治体のほうからもございまして、そこも我々、亀田委員からも今お話をありましたとおり、救助法の適用になりますと、例えば、避難所開設のときの経費を公費のほうで見させていただくとか、それから、その後の応急仮設の経費についても、国と県で見ていくというような形で、災害救助に当たつての経費の公費負担というのが出てまいりますので、できるだけおそれがあるときには積極的に適用を判断してほしいということで、何度かこちらのほうから働きかけをして、現在の11の市町で適用したという流れになっております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 分かりました。

なかなか、災害は起きないほうがいいんですけどもね、起きれば、なるたけ市町村に優しい対応をよろしくお願いします。

もう一つ、6ページのへき地医療対策費、診療所の承継・開業支援事業とありますが、この場所とかは特定されないですかね。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

今回、こちらに書かれておりますとおり、重点医師偏在対策支援区域というのを設定した上で、そこをしっかりと支援していくこうというつくりになっております。

今回、医師偏在の状況でございますが、県内を見ますと、医師数としては熊本市内に6割ぐらい医師が偏在していると。その他の区

域が、やはり地域でも医師が少ないということございますので、今回、この区域につきましては、熊本市以外の区域を重点支援区域というふうに設定をいたしました。

その上で、今回、予算のほうも、ちょっと限られた予算の中で、いかに地域の医療提供体制を守るかというところでございます。緊急性を踏まえる形で検討いたしまして、今回は、旧市町村単位で、地域に1か所しか医療機関がないような地域ということで、八代市の坂本診療所、それから球磨村診療所、こちらの2か所を対象ということで設備整備費の支援、それから運営費の定着支援という形で、今回この2か所分の予算を計上させていただいております。

医療政策課は以上です。

○亀田英雄委員 何となくそんな感じがしましたんすけれども、改めて聞いたところでした。

医療を待っている人たちがいっぱいいますので、どうぞよろしくお願ひしておきます。以上です。

○藤川隆夫委員 ちょっと今のに関連してよろしいですか。

今、僻地というか、医師の偏在で医師がないところってことで、今、坂本診療所、球磨村の診療所って話がありましたけれども、今熊本市以外を設定地域にされたということでありまして、今後いろんなところが出てくる可能性もあるかというふうにも思いますし、実は、逆に、やっぱりもう偏在が止まらないような可能性も起こると思う。当然人口減少進みますので、特に僻地において、診療所開設しても、結局採算ベースに乗らない可能性が出てくると思います。そういうふうなところにやっぱり診療所、継続して置いてもらいたいという話が恐らく出てくるというふうに思うんですけども、そういうふう

な場合にも、何らかの支援とか何かを考えていくというような考え方でいいのかどうか。

社会医療法人なんかが、僻地とか何かの診療所やられるのは可能性はあるというふうに思うんですけども、やっぱり単独でやっていく上においては極めて厳しいというふうに思いますので、その部分を、県で恐らく無理だと思うので、国の方でそういうようなスキームを恐らくつくっていかないと、僻地の診療所って私はなくなっていくというふうに思っていますので、この部分は、考え方としてはどういうふうに考えていくのかだけ教えてください。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

質問ありがとうございます。

今回の予算につきましては、国が昨年12月に示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージということで、この診療所の承継・開業支援事業を先行して、まずやろうということになっています。

ただ、今後、このパッケージに基づいたガイドラインというのを今年度内に国が示されますので、来年度、それを踏まえた形での医師偏在対策を県としても考えるという形になっていきますので、今後、先生おっしゃるところ、総合的な形で、当然診療所もそうですし、医師をどういうふうに配置していくのか、そういったところもちょっと関わってまいりますので、新たな地域医療構想と絡めまして、医療機関の適正配置というふうな形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤川隆夫委員 今の形でいくと、国がまず決めてから県もガイドラインつくってやっていくってことで、ぜひこの部分は、恐らくこれから大事な部分になってくるというふうに

思いますので。

ただ、さっき言ったように、赤字が出てもやる人間なんて簡単にはいないので、その部分をいかにして県なり国なりが対応していくか、これがないと恐らくできないというふうに思いますので、その部分を含めて、ぜひ国の方に対する要望活動も行っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

先生おっしゃるとおり、赤字の原因の部分が、物価高騰、人件費の上昇というところに関して、診療報酬の部分がやはりうまく反映できているのかどうかという議論ございます。

国の6月の骨太の方針でも、賃金上昇、物価高を踏まえるような仕組みを検討するということになっておりますので、県としても、そういった形で要望をしっかりとしてまいりますし、国の動きのほうを注視してまいりたいと思っています。

医療政策課は以上です。

○藤川隆夫委員 いいです。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 はい。

○岩本浩治委員長 その他、ありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 すみません、先ほどちょっと質問があった部分なんですけれども、さわやか長寿財団、これは高齢者支援課。ねんりんピックとかの派遣とともにここから出ているということで、非常にありがたいんですけども、これ、こう見ると、昨年度と今年度で

経常収益のうち県補助金が2,600万ぐらい出ます。この内訳見ると、高齢者能力活用推進事業補助金というのが、昨年1,700万あったのがもうゼロになっています、一気に。このねんりんピックの基金からのってのはもう何か最初のところに書いてあったので、これは分かるんですけども、この補助金がゼロになったというちょっと経緯というかいきさつ、また、今後、これはもう復活の見通しはないのかということも含めてちょっと教えていただければなと思います。

○笠高齢者支援課長 御質問ありがとうございます。

今、先生のほうから御指摘がありました部分につきましては、もともと県のほうから財団のほうに、高齢者の無料職業紹介について事業をお願いしていた部分がございます。

で、そこにつきましては、高年齢者雇用安定法の改正で、70歳までの雇用が企業の努力義務となったことですとか、県のほうでも、いわゆる労働雇用対策として取り組んでいる部分もございまして、そこを一体的にやるということで、高齢者雇用対策というのを労働部門のほうに一本化した経緯がございます。それに伴いまして、財団で実施をしておりました高齢者無料職業紹介事業というのが、令和6年度から廃止になっているということで、決算上もゼロと計上させていただいているところでございます。

○内野幸喜委員 これは、これからは大体この3,500万前後が基本的にはずっと経常収益の平均値ぐらいになっていくってことですかね。

○笠高齢者支援課長 今先生おっしゃられましたように、当該事業は、令和6年度からなくなっていますので、それがない6年度決算ベースぐらいで、今後事業費としては推移を

していくという形を見込んでおります。

ただ、先ほども申し上げましたように、いわゆる収入の増加への取組ですとか、いわゆる財団の運営の中での支出の削減等にも努力をしていくということで考えておられますので、そういう取組を重ねていくことで収益を改善していくということを目指していきたいというふうに考えているところです。

○内野幸喜委員 5億以上の財産があるので、千数百万ぐらい収益がマイナスだとしても、しばらくはいいと思うんですけども、やっぱり安定して、やっていくためにはその点もちょっと考えないといけないのかなというふうに思いますので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしうございますか。その他。

○立山大二朗委員 先ほどの岩田委員の御質問にちょっと関連するところなんですが、今回の大豪雨災害の際、これは市町村の問題でもあると思うんですが、避難行動要支援者制度があるわけですから、きちんとそういういったものにのつった形で災害に遭われた方々、特に障害をお持ちの方々とか高齢者の方々に対応ができていたかどうかと。あとは、状況について教えていただければと思います。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今御質問いただいた内容については、詳細に聞き取ったというわけではないんですが、誘導に関しまして動いていらっしゃったのは現場ではやはり地元の区長さんですか、当然要支援者の方のパートナーとして登録された方にはなりますが、とか民生委員さんたちということで、我々が口頭でやり取りをする

中では、やはりしっかりと動いていただいたというふうには思っています。

ただ、今回、八代のほうとか、私、地元が八代なもんだから、特にそうなんですけれども、割と避難先になっているような公民館ですとか、そういったところももう住んでいるところまで水が来てて、なかなか動けなかつたというのがありますと、というのと、もう一つは、今回が、やはり水位が、内水氾濫で、そこそこ上がりはしたんですけども、家が流されてしまうとかという状況まではなかったというのもあったんだと思うんですが、あまり避難をされた方がそこまで多くなかったというのがあります。

ただ、今回災害を受けて、やはり検証すべきは、今御質問いただいたところかなというふうに思います。しっかりと避難行動、要支援者へのアプローチが適切にできたかどうか、そこもしっかりと検証してまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○立山大二朗委員 ありがとうございます。

もともと個別の避難計画であったりとかそこら辺がしっかりと立っていることがやっぱり大事だと思うんですよね、ふだんから。実際に今回避難所に至るルートの問題ですとかがあらわになったところもあるかと思います。

こちらは、本当に市町村にもしっかりと御指導というと変ですけれども、一緒に、その避難計画の策定ですかに、また、対象者の洗い出しとか含めて対応いただければと思います。お願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今いただいた御意見を踏まえて、今後市町村ともしっかりと話をしてまいりたいと思うんですが、実際、おっしゃるとおり、この避難

行動要支援者の名簿の確認とか、あとは避難経路の確認ですかというのではなく、実際は県のほうからもアドバイザーですとか職員が出向いて、どの程度しっかりと策定されているかというのを確認しているところなんですねけれども、やはり実際災害が起きてからと起きる前とでは、やっぱり職員さんの意識も違っているかなというふうには思います。

せっかくといいますか、こういった機会を捉えて、かなり記憶の新しいうちに、こういった働きかけを市町村のほうにもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○立山大二朗委員 もう本当におっしゃるところで、今回被災していないとか少なかった市町村に対しても、やはりこういった事例があるので、もう一回ちゃんと洗い出しどうか計画の策定というものに取り組んでくださいということで、県からも御指導いただければと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 その他、ありませんでしょうか。

○岩下栄一委員 子ども家庭福祉課ですかね、清水が丘学園ですけれども、今何人ぐらいの人がここに関わっているわけですかね。

○中村子ども家庭福祉課長 清水が丘学園に入所している児童の数ということでございますけれども、定員が18名でございますけれども、現在入所しているのは大体10名から11名で動いております。

以上です。

○岩下栄一委員 私、何年か前、監査に参りましたけれども、何かもう清水が丘学園も時代的な役割が終わりつつあるんじゃないかな

という印象を持ちました。感想ですけれども、ニーズ的にもう終わったんじゃないかなというふうな感じを持ったわけですけれども、まだ断固存続させていかなくちゃいかぬのですか。

○中村子ども家庭福祉課長 現在、11名程度ではございますけれども、清水が丘学園に入所する児童というのは、非行、あるいは現在ちょっと——昔は暴力ですとかそういったものも非常に多かったと思っておりますけれども、最近は、性的なもので家庭裁判所の審判ですとかそういったことで入ってくる子供もありまして、引き続き、そういったお子さんたちの健全な育成というのは必要と感じておるところでございます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 はい。

○岩本浩治委員長 その他、ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第8号及び第58号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出こととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 実は、今日の朝の新聞を読んでおりましたら、風邪だとかインフルエンザ等に対する抗菌剤の使用に関して、診療報酬請求しても、場合によってそれを切るみたいな、カットするみたいな報道がなされておりまして、もとよりウイルス感染症に抗菌剤効かないというのは我々医療関係者分かっているわけなんですけれども、やっとここまできたかというふうな感じがあります。

要は、今まで恐らく抗菌剤乱用されていたというふうに私は思っておりますので、そういうふうな流れで、これは、社保のほうがそういうような動きをというふうに今日新聞で見たんですけども、これは国保のほうも同じような感じになっていくのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 今日の読売新聞だと思いますが、出ておりました社保の取扱いにつきましては、国保と社保と併せて、統一基準ということで出されておるものでございますので、国保のほうも同じように取り扱っていくことになります。

○藤川隆夫委員 そういう形でやっていただくのはいいというふうに思うんですけど

も、ある意味、医療機関への周知というのをきちっとやっておかないと、恐らくまた乱用される可能性が私はあるというふうに思っております。

当然ウイルス感染症で細菌感染症合併すれば使っていいわけでありまして、その部分がきちっと表記されていればそれでいいんだろうというふうに思いますけれども、逆にそれを悪用する場合も下手すると出てくると思いますので、どちらにしろ、それはきちっとこれから対応していただければと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 支払基金、それから国保連と我々市町村含めて、医療機関にもしっかりと周知を図っていきたいと考えております。

○藤川隆夫委員 よろしくお願ひします。

あと、1点だけいいですか。

OTCの話をちょっと聞かせていただきたいんですけども、OTCの範囲がこれからさらに広がってくるというふうな報道等がなされておりますけれども、一体どの程度までOTC生かされていくのか。なおかつ、このOTC化するのは恐らく医療費の削減が大きな目的だろうというふうに思うんですけども、逆に、要は、病気をされた方あるいは薬が欲しい方々がOTCを買うということは、医療から外れるけれども、費用負担としては極めて大きいものに私はなってくるというふうに思っております。

だから、保険診療の医療費は削減できるかもしれないけれども、全体の国民としての医療費というのは当然上がっていくもんだというふうに考えておりますけれども、この部分のある意味整合性というか、実際OTC化される薬の中にも、実際に病院で処方して使う必要な方々がいらっしゃるのも事実だし、必要ない方もいるのも事実だろうというふうに

思うんですけども、この部分というのは今後どのような方向に行くのか、もし分かれれば、難しいと思いますけれども、薬務衛生課長だろうと思いますけれども、よろしくお願ひします。ちょっと教えてください。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

藤川先生の御指摘のとおり、OTC化は、当然医師の処方箋なしに自らが必要と判断したものを薬局、ドラッグストアで購入するというものですございますので、自腹で買うということから保険料の軽減と働く世代の負担軽減に資する政策として、恐らく国はその一つとして捉えているんだろうというふうに県としても考えております。

その方向性は間違いでないものの、通常OTC化をするに当たっては、既に医療用として使われている実績があるものが中心となってOTC化の是非というのを国の審議会で検討がなされて、OTC化が達成されるという流れを取る中で、その審議会においてもいろいろと議論があるんですけども、全ての医療用の医薬品をOTC化にするべしということではなくて、当然それによって本来医者の医療にかかるといけない方が見過ごされてしまうと、あるいは自分の判断で病気を悪化させてしまうという点の懸念というのが、1つ大きな論点として議論がなされています。

ですので、そういうリスクがあるということが分かっているながらOTC化を手放しでよしとするような状況ではないのかなというふうにも考えておりまして、我々としては、一義的には、その国の審議会で決まる決まりですでの、県がどうこう言うという立場ではないんですけども、一体何が今後OTC化がなされていき、それが実際に販売されたときに、どういったところを注視して、責任を持って薬剤師等がちゃんと購入者に説

明をしているかといったところも含めて注視をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 これからぜひ見ていっていただきたいんですけども、OTCされた薬の中でも実は診療上必要な薬で保険請求も可能だというふうに、これ、切り分けてもらわないと、恐らくこの薬をOTCだから外で買ってくださいの話になってしまふと、患者負担が増えるだけの話であつて、だけど、実際は診療上必要なOTCの薬があるのも事実なので、この部分は診療の請求のときに認めてもらうというようなものも本来はつくつてもらわないと、恐らく混乱をするし、ある意味、国民にとっては不幸な話に私はなってくるというふうに考えておりますので、そこをどういうふうに国が整理するのか、ぜひ見て、また教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。いいです、そこは。

○岩本浩治委員長 飯野薬務衛生課長、よろしくございますか。

○飯野薬務衛生課長 はい。

○岩本浩治委員長 お願いしておきます。  
ほかにありませんでしょうか。

○岩田智子委員 もう本当勉強不足ですみません。OTCって何ですか。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

OTCは、頭文字を取ったものでございまして、オーバー・ザ・カウンターの略でございます。日本語に訳するならば、カウンター越しにという意味合いかと思いますが、薬局では、薬剤師さんがいて、カウンターの後ろ

に薬があるという構図のものが多いですけれども、そこで説明を受けながら販売に供されるというものを指しているものでござります。

○岩本浩治委員長 よろしくございますか。

○岩田智子委員 続けていいですか。

この前、管内視察で私、岩本委員長はじめ、いろんなところ見させていただいて本当にいい視察だったなと思うんですが、最後に、水俣の児童養護施設にもお訪ねして、やっぱり子供たち本当にグループホームみたいな、家庭的なところで育っていらっしゃるを見て、本当に大人が育てるという観点で、とても重要な所だなと思って帰ってきましたが、この前の議会の後だったと思いませんけれども、荒尾の児童養護施設の出身者の方が、14歳のときのことで、何か妊娠させられて、その人は捕まったんだけれども、今回、24歳、20代、しばらくたって、やっぱり妊娠ということ、中絶をしたというところで、いろいろSOSは出していただけども、何もなかったということで、施設とか施設長とかを訴えられた事件が報道がありました。

で、私も、その前にも部長にも質問をして、ある熊本市の養護施設のこともお話をしましたけれども、やっぱりすごくいろんなところに心に傷を負っている子供たちがおる児童養護施設で、性的虐待とかそういうところがあつたらもう本当に立ち直れないんだろうなというふうに思いましたが、この件に関して、その当時、県もそのことを知っていたのかということが1つと、あと、今の状況、私が2月に質問したときには何件かそういう事例があつているけれども、ちゃんと中に入つて、いろんな話を聞いて対処しているというふうに部長もお答えになったので、今の状況とかちょっと教えていただければなと思つ

て質問します。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

先ほどの事件の件でございますけれども、事件につきましては、平成28年11月に、養護施設の職員がそういった性的な虐待をした疑いということで逮捕されたということでござります。

県といたしましては、事前にそういうことは当然承知しておりませんで、逮捕で知りましたので、その後施設に入って、本当に虐待であるかどうか、そういったものも含めて調査をいたしまして、たしか翌年だったと思思いますけれども、虐待としての認定をしたということでございます。

それから、2点目の質問でございます。

最近の動向でございます。

すみません、令和5年度までの状況でございますけれども、令和元年からちょっと最近の流れを御説明いたしますと、障害児の入所施設も含む入所時の被措置児童の虐待の件数でございますけれども、令和元年は5件通告がありました、そのうち、虐待として認定されたものが4件でございました。

おおむね大体5件から8件ぐらいで推移をしておったんですが、令和4年度になりますと12件、認定されたものが3件、令和5年度、これが今のところ公表している一番新しい数字ではございますが、23件で、認定されたものが4件ということでございまして、虐待された件数というのは、3件から4件ぐらいでずっと推移しております。

その一方で、通告の件数というのは5件から23件ということで大きくなっています。これは、施設、職員、それからその中に入っている子供たちも含めて、虐待に関するやっぱり感度が上がってきているから、こういった件数が増えてきているものと思っております。

対応といたしましては、今月末にも施設職員を集めまして、管理職の研修、それから一般職員の研修というふうな形で3日間にわたりする予定としております。

一番大事なのは、風通しのよい職場であれば、そういったものが上がってくるということになりますので、風通しのよい職場を実現すること、それからもう一点が、今アドボケイトということで意見表明もやっておりますけれども、子供たち自体にも、ちょっとおかしいことがあったら意見を言うといいますか、そういったことをしっかりと浸透させていくことで、虐待を早期に気づいて、防止していきたいと考えております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

通告件数とその虐待認知が下がるってことは、やっぱり氷山の一角が広くなって、何かこれもあるも、やっぱり用心するというか、見る目が肥えるというか、これはやっぱりいけないことなんじゃないかなというのが、みんなに認知されるのはとてもいいことだと思いますし、そういう情報が入ったときに、やっぱりすぐ入って、いろいろ話を聞いていただくというのはとても大事だと思っています。

でも、子供たちにとっては、やっぱり1つの事件が、事件というか、そういう出来事が、本当に成長する中で、大きくなつてからまた、ああ、傷ついたっていうふうに思うことも多々あると思いますので、例えば、やっぱり何かあったときに、もう謝罪じゃないけれども、やっぱり、本当にきつかったねというような、大人が周りにいてくれたらどんなにいいだろうなというふうに思いましたので、これからも、本当この前施設に行って勉強してきましたので、しっかり見守っていただきたいなと思っています。ありがとうございます。

以上です。

○内野幸喜委員 すみません、1点だけ。

フッ化物洗口の件、これ、数年前には、健康づくり推進課のほうでポスターみたいのを作ったと思うんです、啓発の。これはどういうことかというと、やっぱり熊本県の場合、虫歯の保有率、罹患率が高いんですね、ほかの都道府県等に比べると。

もうこのフッ化物洗口については、幼稚園とか保育園とかは先行的にやってて、小学校、中学校についても、もう10数年ぐらいですかね、ずっと継続的にやっています。この効果というのは明らかに出てきていると思うんですね、効果というのは。やっぱりこの必要性というのを、そこは、教育委員会のほうともしっかりとここは話し合っていただきたいなというふうに思っています。

これが、仮に学校現場で負担になっているということであれば、やっぱりここは、必要性も踏まえて、じゃあどういう形で継続的にやっていけるのかということも話し合っていないといけないですし、負担に思ってないところもたくさんあるんですよね。というのが、これはもう保育園、幼稚園のときからやってて、小学校も低学年からずっとやってるので、もう中学校ぐらいになると、全然自分たちでもできるという学校もありますし、これまでPTA等も協力しながらやってきたところもあるので、まずは、その必要性、そしてこの効果がでているということも踏まえながら、教育委員会とも、そういう面でも話し合っていただきたいなというふうに思っています。

これは本当に、例えば、1歳半とかであれば、全国ワーストの部類に入っています、熊本の場合は。だから、やっぱり集団でやるということが大事なんですね、これは。

だから、この必要性も含めて、しっかりともう一回、健康づくり推進課のほうも教育委

員会のほうともしっかりと連携しながらやつていただきたいなというふうに思っています。よろしく。

もうこれは大丈夫なので、もし何かあれば。

○堤健康づくり推進課長 御質問ありがとうございます。健康づくり推進課でございます。

委員おっしゃっていただいたように、教育委員会の中でそういう負担を感じるところもあれば、うまくいっているところもあり、いろんなところがあるかというふうに思っています。

我々も、市町村に実際出向いて、いろいろお話を伺う中で、そういうふうな市町村の状況というのは、それぞれやっぱり様々だなということを実感しております。

そのような中で、まさに必要性という部分についてちゃんと伝えていかないといけないというふうなことを改めて我々も感じておりますし、また、どのような支援を、我々と市町村が支援をしていけば、持続可能なものになっていくのかというところは、もうそれぞれ状況が違いますので、これつていうのはなかなかないんですけども、そこは、お話を聞きながら、また、教育委員会とも連携しながら、どのような支援があれば、おっしゃるように継続していけるのか、しっかりとまた考えながら体制を見直していきたいと思っております。

引き続き、御支援のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員 よろしくお願いします。

○岩本浩治委員長 よろしくございますか。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で議題を終了いたします。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としまして、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長